

悩める経営者の
チカラになります!



中小企業事業主の
みなさん
ご存知ですか?

出張 相談

2 / 6 (火)

9 : 00
~
17 : 00

最低賃金
ワンストップ
無料相談

社会保険労務士や経営コンサルタントが
中小企業事業主の悩みについて
無料で相談対応・専門家も派遣いたします。
ぜひ、ご相談ください。

甲府労働基準監督署（甲府市下飯田2-5-51）に
おいて出張相談窓口を開きます。

労務管理に関する相談（賃金、退職金、労働時間制度の見直し、就業規則（賃金規定など）の改正、業務改善助成金などの厚労省関係支援制度のご案内）や、経営相談を受付しております。また、相談者の要望に応じ、専門家の無料派遣を行っております。

【お問い合わせ先】
山梨県最低賃金総合相談支援センター
〒400-0031
甲府市丸の内2丁目34-1 共栄ビル2階
電話番号：0120-338-737
ホームページ：<http://www.senmonka-haken-yama.com>